

特掲診療料の施設基準（手術）における手術症例数

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術

対象期間 令和6年1月1日～令和6年12月31日

区分	手術名	件数
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	62
	イ 黄斑下手術等	243
	ウ 鼓室形成手術等	26
	エ 肺悪性腫瘍手術等	162
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術 肺静脈隔離術	242
2	ア 鞣帯断裂形成手術等	16
	イ 水頭症手術等	119
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	4
	エ 尿道形成手術等	36
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	171
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	25
3	ア 上顎骨形成術等	21
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	41
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術 (両葉)	4
	エ 母指化手術等	1
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	3
	キ 同種死体腎移植術等	20
4	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	1,056

区分	手術名	件数
その他 オ	人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	184
	イ 乳児外科施設基準対象手術	23
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	95
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	363
	経皮的冠動脈形成術	134
	（特殊カテーテルによるもの）	71
	（急性心筋梗塞に対するもの）	4
	（不安定狭心症に対するもの）	16
	（その他のもの）	43
	経皮的冠動脈粥瘤切除術	0
その他 オ	経皮的冠動脈ステント留置術	292
	（急性心筋梗塞に対するもの）	45
	（不安定狭心症に対するもの）	88
	（その他のもの）	159